独立行政法人日本学生支援機構 平成16年規程第37号 最近改正 平成27年規程第23号

評価委員会規程を次のように定める。 平成16年7月1日

> 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北 原 保 雄

独立行政法人日本学生支援機構評価委員会規程

(設置)

第1条 組織運営規程(平成16年規程第10号)第30条に基づき,独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、独立行政法人日本学生支援機構が、中期計画の策定及び評価等に 関する規程(平成27年規程第22号)第9条に定める評価を実施するに当たり、理事 長に対して意見を述べる。

(組織及び委員の委嘱)

- 第3条 委員会は,5名程度の評価委員(以下「委員」という。)で構成する。
- 2 委員については、大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員会の運営)
- 第4条 委員会の委員長は、委員の互選によって選出する。
- 2 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、特に理事長が必要と認めるときは、理事長は委員長に対し、委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員長に事故又はやむを得ない理由があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

- 第5条 委員会に、特定の事項に関して調査助言を行うため、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、理事長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、必要な調査助言の終了時までとする。 (議事要旨の公開)
- 第6条 委員会は、会議の議事要旨を公開するものとする。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、政策企画部総合計画課において処理する。 (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の 決するところによる。

附則

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に開かれる委員会については、第4条第2項の規定にかか わらず、理事長が招集する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第10号) 抄

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第8号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第21号)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第20号)

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第23号)

この規程は、平成27年6月15日から施行する。